漁業保険団体等検査実施要領

Ⅰ　漁船保険組合

1　目的

この要領は、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 85 条の規定により、漁船保険組合に対して行政庁が行う検査（以下「検査」という。）について、農林水産省協同組合等検査規程（平成２３年農林水産省訓令第２０号）、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」（平成２３年９月１日付け２３検査第１号農林水産省大臣官房検査部長通知）及び「漁業保険団体等検査実施要項」（平成２３年９月１日付け２３検査第７号農林水産省大臣官房検査部長通知）を踏まえ、具体的な検証手続及び検査の着眼事項等を定めるものである。

2　主要着眼事項

漁船保険組合は、漁船の不慮の事故によって受ける損害などを、保険の仕組みにより補てんすることによって、漁業の経営の安定に資することを目的としている。

このため、検査においては、被検査組合の事業運営体制、経営、財務及び業務の状況について、関係法令、定款、規約、諸規程等を踏まえつつ、合法性、合目的性、合理性の観点から検証し、役職員の運営に対する責任感を助長するとともに、不正・不当行為、合目的性からの遊離、合理性の欠如等が認められる場合には、速やかにその是正又は改善の確保に努めるものとする。

検査官は、提出資料その他によって、事業執行体制、業務の運営、財務、損益、会計、組織等について総括的な検討を行うものとする。

なお、これらの諸点について、検査官全員が具体的に着目すべき事項及び点検すべき事項は次のとおりである。

3　主要検査項目

（１）法令等遵守態勢の確保

漁船保険組合の業務の健全かつ適正な運営及び推進の確保のために関係する法令、規程及び国から発出された指導通知（以下「法令等」という。）の遵守について、以下のとおり行われているか。

①　法令等遵守態勢の整備

ア　全役職員の法令等の遵守意識を向上させるための「コンプライアンス規程」等を制定し、周知徹底に努めているか。

イ　適切な事務の遂行を確保するため、又は事故、不正等の未然防止対策として、内部けん制態勢を確立するよう努めているか。

ウ　内部監査がリスク管理を含む管理態勢の適切性・有効性を主要な視点として実施するよう努めているか。

②　不祥事件等への対応

ア　漁船保険組合において不祥事件等があった場合には、発生次第速やかに理事会等へ報告等するとともに、水産庁長官へ報告しているか。

イ　不祥事件等については、概要、事後措置、処分の内容等を、国に届けているか。

（２）加入計画

加入計画と推進方法等

①　組合の加入計画のたて方はどうか。地域の漁業情勢を適切に踏まえたものとなっているか。

②　加入推進は、具体的にどのような方法で行われているか。漁業者ニーズの把握に努めるとともに、説明会等を通じ漁業保険制度の理解を深める努力をしているか。

③　義務加入未成立地区の状況とその理由はどうか。

④　地方公共団体、関係団体等の指導及び援助の状況はどうか。

（３）総務関係

①　原本の整備

定款、保険約款（以下「約款」という。）及び諸規程の原本の整備は適正に行われているか。訂正又は改正した箇所に訂正印があるか。（法 19、20）

②　総会又は総代会及び理事会

ア　総代の選出は定款の規定どおり行われているか。（法 46、定款 41）

イ　総会又は総代会の招集方法は適正か。（法 34、37、定款 42、43、44）

ウ　総会又は総代会の定足数、代理人の数その資格及び委任状の内容（委任者の署名押印、代理人の氏名、委任月日等）は適正か。（法 29、定款 45）

エ　代理権を証する書面及び書面決議書は、総会又は総代会開会前に到達しているか。また、書面決議書で付議事項に対する賛否が明確になっているか。（定款 18）

オ　総会又は総代会で役員、組合長等が適正に選任されているか。（定款 21）また、組合長等を適正に互選しているか。（定款 23 条）

カ　総会又は総代会、理事会の議決事項は適当か。（法 42、定款 26）

キ　議事録に議長及び出席理事の署名又は記名押印があるか。（全員）（定款 27、48）

③　執行体制

ア　相互けん制組織が構成されているか。（公印と預金通帳等の管守（公印管守責任者、預金通帳等保管責任者）を別人にしているか。会計組織の状況（入出金伝票、振替伝票、支出伺等）はどうか。）

イ　職務権限を明確にしているか。

ウ　決裁権者不在の場合の業務処理はどうなっているか。

エ　出張復命書を提出しているか。

④　監事の監査

ア　監事は、毎事業年度２回以上、組合の財産及び業務執行の状況を監査してい

るか。（定款 24）

イ　監査録を備え、監査の状況を記載し署名又は記名押印しているか。（指摘事項の有無）

ウ　監査規程又は監査細則等が定められているか。（定款 24）

エ　監査会は代表監事が招集しているか。

⑤　組合員名簿

組合員名簿が備えられているか。また、必要記載事項（名称、住所、保険の目的、保険金額、保険料の額、保険期間の始期及び終期）が記載されているか。（法 38、規則 5）

（４）経理関係

①　現金

ア　現金手許在高に不突合はないか。（現物、現金出納帳）

イ　現金の手許保管限度額を理事会で決めているか。（定款 59）

②　預金

ア　預金残高に不突合はないか。（預金通帳、預金証書、当座預金受払通知書、預金元帳、預金残高証明書）

イ　預金の預け入れ先は適正か。（規則 6、定款 59）

③　有価証券等

ア　有価証券等の現物に不突合はないか。（有価証券元帳、預り書、有価証券残高証明書）

イ　所有の有価証券等は、省令、定款又は総会の議決に違反していないか。また、保管状況はどうか。（規則 6、定款 59）

ウ　資金運用基本方針の制定及び運用は適正か。（「漁船保険等事務に当たっての留意事項について」（平成 29 年３月 28 日付け 28 水漁第 1793 号水産庁長官通知））

エ　外部出資について、出資先及び出資額を調査するとともに、出資証券と帳簿の不突合はないか。

④　未収債権

ア　各種未収債権の発生原因は適正か。

イ　回収状況はどうか。

ウ　固定化未収債権に対しては、債権確保を講じているか。

エ　回収不能の未収債権については、償却計画があるか。

（未収保険料……一定期間調査：分割払承認申請書、整理簿、元帳、通帳）

（その他未収金…全　件　調　査：関係書類、元帳、通帳）

⑤　仮払金

ア　仮払いの事由及び相手先は適正か。

イ　正当科目によって処理できるものを、みだりに仮払金に計上しているものはないか。

ウ　長期間未処理の仮払金はないか。

エ　正当科目への振替処理は遅れていないか。

（仮払保険金……一定期間調査：再保険金支払請求書、元帳、通帳、領収書）
（その他仮払金…全　件　調　査：関係書類、元帳、通帳）

⑥　福利厚生資金

ア　福利厚生資金の実施状況及び債権確保は適正か。規定による債権保全措置は確実に行われているか。償還方法は適正か。

イ　貸付利率は何%か。またその根拠は何によるのか。

⑦　固定資産等

ア　固定資産の取得、処分の事由は適正か。

イ　台帳と符合するか。

ウ　備品台帳（10 万円未満）は整備されているか。

エ　事務所の保有状況は適正か。

⑧　未払債務

ア　各種未払債務の内容は適正か。

イ　支払状況はどうか。

ウ　固定化した未払債務はないか。

（未払再保険料…一定期間調査：引受通知書、元帳）
（その他未払金…全　件　調　査：関係書類、元帳）

⑨　仮受金

ア　仮受の事由及び相手先は適正か。

イ　正当科目によって処理できるものを、みだりに仮受金に計上しているものはないか。

ウ　長期間未処理の仮受金はないか。

エ　正当科目への振替処理は遅れていないか。（全件調査：関係書類、元帳、通帳）

⑩　預り金

ア　預り金の事由及び相手先は適正か。

イ　長期間未処理の預り金はないか。

ウ　精算の遅れているものはないか。

⑪　借入金

借入金の借入先、総額（総会又は総代会で決定した最高限度内）、使途、担保等は適正か。（定款 60）

⑫　管理収益

受取利息、配当金、雑収入等は適正か。

⑬　管理費用

人件費、旅費交通費、業務費、施設費等は適正か。

⑭　決算処理

ア　責任準備金の積み立ては適正か。（法 105、規則 19 の 2、定款 51）

イ　支払備金の積み立ては適正か。（規則 19、定款 50）

ウ　固定資産の減価償却は適正か。（定額法、定率法）

エ　退職給与引当金等の引き当ては、退職手当支給規程等に基づいて行われているか。（法 49、定款 38、39）

オ　決算関係書類は整備されているか。（「漁船保険等事務に当たっての留意事項について」（平成 29 年３月 28 日付け 28 水漁第 1793 号水産庁長官通知））

⑮　組合の損益状況

ア　組合の損益状況はどうか。（過去３年間）

イ　事業費・管理費の損失金の内容はどうか。

ウ　事業費・管理費の損失金の処理方法は適切か。

⑯　漁協事務費交付金

ア　国庫補助金交付申請書との突合で誤りはないか。

イ　漁協に交付する時期はどうか。（支給月日とその計算根拠期間）

ウ　交付金算定基礎

ａ　分割保険料未収分を含めていないか。

ｂ　漁協を通さず直接組合が受領した保険料は含んでいないか。

ｃ　収集払込みをしていない漁協を含めていないか。

ｄ　集団加入漁協を算定基礎に含めている場合、付保義務が生じているか。

（５）引受関係

①　引受

ア　加入申込書の整備状況はどうか。（法 88、約款 6、75,131、168、任意約款 3）

イ　保険料の受入方法は適正か。（約款 7、76、132、169、任意約款 4）

ウ　保険関係成立の諾否通知が出されているか。（契約内容を明記した書類）（法 88、約款 6、75,131、168、任意約款 3、「漁業共済事業及び漁船保険事業における適切な引受事務処理の励行について」（平成 19 年 9 月 11 日付け 19 水漁第 1949 号水産庁漁政部長通知））

②　分割保険料の納入状況

ア　分割払の承諾書を作成しているか。また、保証人等はどうか。（約款 24、92、182）

イ　第１回分は総保険料の 1/2 以上となっているか。（約款 24、25、92、182）

ウ　約款に定める付加保険料の分割割増は徴収しているか。（約款別紙 料率表）

エ　保険料は期限までに納入されているか。又、納入されていない場合延滞金を徴収しているか。（約款 26、93、183：年 8%の延滞金を徴収することができる。）

③　義務加入

ア　加入区の指定及び変更が適正に行われているか。（法 112、令 9 の 2）（「漁船損害等補償法の規定による加入区の指定及び変更について」（平成 11 年 10 月 1 日付け 11 水漁第 3220 号水産庁長官通知））

イ　付保義務の発生手続きが適正に行われているか。（法 112、112 の 2、規則 25）

ウ　指定漁船変動確認の方法と時期について（組合の実態を聴取）（※）

エ　義務加入除外船の内容は適正か。（（※）「漁船損害補償法の規定による義務加入制度の運用の適正化について」（昭和 43 年 3 月 28 日付け 43 水漁第 1763 号水産庁長官通知）、

（６）審査関係

①　事故発生後の手続

ア　損害が発生した場合の保険組合への通知はどうか。（約款 ~~63~~64）

イ　損害発生から保険組合に申告するまでの期間はどうか。

ウ　修理完了後の調査はどのようにしているか。（約款 31）

エ　事故認定が適正に行われているか。（時効の確認、海難報告と航海日誌の照合を行ったことがあるか。）

②　保険金の支払状況

ア　保険金は適正に支払われているか。（一定期間調査：領収書、通帳、元帳、支払通知書）

イ　保険金の支払いが著しく遅延していないか。

ウ　保険金が組合員まで支払われているか。(組合員から領収書を徴しているか。)

エ　免責等損害認定に係る手続きは適正か。（法 99、100、101、約款 67, 68）

③　権利等の処分状況

保険代位により取得した権利で適正な理由なく放置されているものはないか。

（７）その他

他法人に対する出捐

①　出捐の対象は、県下の系統全体の利益となるようなものに限られているか。

②　出捐は業務勘定のうち、雑収入等を基礎とする自主財源の範囲内で行われているか。

③　出捐を理由とした附加保険料の引上げが行われているか。

④　系統支援のための出捐は、総会（又は総代会）の議決を経ているか。

「漁船保険組合が行う他法人に対する出捐の可否について」（平成 13 年 3 月 7 日付け 12 水漁第 4118 号水産庁漁政部漁業保険課長通知）

（８）前回の検査結果

前回の検査結果に係る指摘事項の改善状況はどうか。（理事会議事録等確認）

４　検査資料

上記主要検査項目等を検証するに当たり、組合等から以下の検査資料の提出を求める。

（１）検査附属資料（別紙：目次、附属１～附属 19）

（２）追加資料（別紙：追加ア～追加ク）

（３）その他提出資料

①　業務報告書及び事業計画書（必要年度分）

②　残高試算表（検査基準日現在及び前年同期）

③　組織機構図及び諸規程リスト

④　定款、保険約款及び諸規程

⑤　総会（又は総代会）、理事会及び監事会の議事録（前回検査基準日以降分）
⑥　預金、有価証券、借入金等の残高証明書（検査基準日現在）
⑦　総代名簿
⑧　退職給与引当金計算明細書（直近年度末）
⑨　水産概要説明資料（漁協位置図、管内水産概要、統計資料等）

Ⅱ　漁業共済組合及び全国漁業共済組合連合会並びに漁業災害補償法第 68 条に規定する受託者

1　目的

この要領は、漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 69 条から第 71 条までの規定により、漁業共済組合及び全国漁業共済組合連合会並びに漁業災害補償法第 68 条に規定する受託者に対して行政庁が行う検査（以下「検査」という。）について、農林水産省協同組合等検査規程（平成２３年農林水産省訓令第２０号）、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」（平成２３年９月１日付け２３検査第１号農林水産省大臣官房検査部長通知）及び「漁業保険団体等検査実施要項」（平成２３年９月１日付け２３検査第７号農林水産省大臣官房検査部長通知）を踏まえ、具体的な検証手続及び検査の着眼事項等を定めるものである。

また、本要領は、漁業共済組合の検査を行う場合の表現となっているが、全国漁業共済組合連合会及び漁業災害補償法第 68 条に規定する受託者についての検査に当たっては、適宜読み替えて適用するものとする。

2　主要着眼事項

漁業共済組合及び全国漁業共済組合連合会は、漁獲量の減少によって減収した場合の損失などを、保険の仕組みにより補てんすることによって、漁業経営の安定に資することを目的としている。

このため、検査においては、被検査組合の事業運営体制、経営、財務及び業務の状況について、関係法令、定款、規約、諸規程等を踏まえつつ、合法性、合目的性、合理性の観点から検証し、役職員の運営に対する責任感を助長するとともに、不正・不当行為、合目的性からの遊離、合理性の欠如等が認められる場合には、速やかにその是正又は改善の確保に努めるものとする。

なお、検査技能の差による検査成果の不均衡を是正し、検査精度の向上を図るため、別添に定める漁業共済団体に係る検査マニュアルによる検証手続について配慮の上、検査の実施に当たるものとする。

3　検査資料

上記主要検査項目等を検証するに当たり、組合等から以下の検査資料の提出を求める。

（１）検査附属資料（別紙：目次、附属１～附属 17）
（２）追加資料（別紙：追加ア～追加キ）
（３）その他提出資料
　①　業務報告書及び事業計画書（必要年度分）
　②　残高試算表（検査基準日現在及び前年同期）
　③　組織機構図及び諸規程リスト
　④　定款、共済規程及び諸規程
　⑤　総会、理事会及び監事会の議事録（前回検査基準日以降分）
　⑥　預金、有価証券、借入金等の残高証明書（検査基準日現在）

⑦　経年別加入実績及び共済金支払実績
⑧　退職給与引当金計算明細書（直近年度末）
⑨　水産概要説明資料（漁協位置図、管内水産概要、統計資料等）

Ⅲ　外部確認

1　目的

漁船保険組合及び漁業共済組合（以下「組合等」という。）における不正・不当事件の発生を未然に防止し、又は早期に発見するため、漁船保険及び漁業共済の契約内容について外部確認を実施し、検査内容の充実・強化を図ることとする。

2　実施方法

（１）外部確認の実施及び相手先の選定

外部確認は必要に応じて行うものとする。外部確認の相手先は、検査官が現物検査時に漁船保険組合の組合員名簿又は漁業共済組合の契約者リストから漁船保険又は漁業共済の種類別に１５先を無作為に抽出し、別表１に整理する。

（２）基準日

原則として検査基準日とする。

（３）契約内容確認書の検証

ア　外部確認の相手先に対しては、別紙（依頼状）及び別表２（契約内容確認書）を発送し別表２の契約内容の確認を求める。

イ　相手先から別表２を農林水産省大臣官房検査・監察部検査課担当検査官宛てに返送（相手先が希望する場合は、別途指定する電子メールアドレス宛てに返信）を求める。

ウ　別表２を回収後、同表の内容について別表１の組合員名簿による契約内容確認一覧表又は契約者リストによる契約内容確認一覧表と照合する方法により検証を行う。

3　結果の処理

（１）確認内容の不突合のもの及び未回答のものについては、その結果をとりまとめ、必要に応じ組合等に照会し原因を究明するものとする。

（２）外部確認の結果については、別表３の様式により取りまとめ、検査報告書に添付する。